

- ハツ場ダム建設事業の目的別の総合評価（案）
- ハツ場ダム建設事業の総合的な評価（案）

平成 23 年 9 月 13 日

国土交通省 関東地方整備局

目的別の総合評価（洪水調節）（案）

「ダム案」、「河道掘削案」、「渡良瀬遊水地案」、「新規遊水地案」、「流域対策案」の5案について、7つの評価軸（安全度、コスト、持続性、柔軟性、実現性、地域社会への影響、環境への影響）毎の評価は参考資料-3に示すとおりである。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i）目的別の総合評価」（別紙）に基づき、目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

目的別の総合評価（洪水調節）（案）

- 1) 一定の「安全度」（河川整備計画相当の目標流量[八斗島地点] 17,000m³/s）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「ダム案」である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として10年後に最も効果を発現していると想定される案は「ダム案」である。
- 3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において最も有利な案は「ダム案」である。

目的別の総合評価（新規利水）（案）

「ダム案」、「地下水・富士川案」、「大堰・下久保案」、「大堰・渡良瀬案」、「富士川案」の5案について、6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）毎の評価は参考資料-3に示すとおりである。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」（別紙）に基づき、目的別の総合評価（新規利水）を行った。

目的別の総合評価（新規利水）（案）

- 1) 一定の「目標」（利水参画者の必要な開発量 合計22.209m³/s）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「ダム案」である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「ダム案」である。
- 3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水において最も有利な案は「ダム案」である。

目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）（案）

ハッ場ダムによる利水放流を考慮する「ダム案」、「鹿沢案」、「地下水案」及びハッ場ダムによる利水放流を考慮しない「ガイドライン・鹿沢案」、「ガイドライン・地下水案」、「ガイドライン案」の6案について、6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）毎の評価は参考資料－3に示すとおりである。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i）目的別の総合評価」（別紙）に基づき、目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）を行った。

目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）（案）

- 1) 一定の「目標」（ハッ場ダム直下流[吾妻溪谷]に $2.4\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は、ハッ場ダムによる利水放流を考慮する場合は「ダム案」であり、ハッ場ダムによる利水放流を考慮しない場合は「ガイドライン案」である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成すると想定される案は、ハッ場ダムによる利水放流を考慮する場合は「ダム案」であり、ハッ場ダムによる利水放流を考慮しない場合は「ガイドライン案」である。
- 3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は、ハッ場ダムによる利水放流を考慮する場合は「ダム案」であり、ハッ場ダムによる利水放流を考慮しない場合は「ガイドライン案」である。

※対策案における「ガイドライン」とは、「発電ガイドライン」（「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」（昭和63年通達））に基づき、発電事業者の協力を得て、上流の堰から維持流量を放流する方策のことをいう。

総合的な評価（案）

- ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii) 検証対象ダムの総合的な評価」(別紙)に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

・総合的な評価(案)

・洪水調節及び新規利水の各目的について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「ダム案」である。

・流水の正常な機能の維持の目的について、目的別の総合評価を行った結果、ハツ場ダムによる利水放流を考慮する場合に最も有利な案は「ダム案」であり、ハツ場ダムによる利水放流を考慮しない場合に最も有利な案は「ガイドライン案」である。



・洪水調節及び新規利水の目的別の総合評価結果を踏まえると、流水の正常な機能の維持の目的について、最も有利な案は「ダム案」である。

・これらの結果を踏まえると、総合的な評価の結果としては、最も有利な案は「ダム案」である。

⑤総合的な評価の考え方

i) 目的別の総合評価

洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。

①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。

③に掲げる評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。

- 1) 一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。
- 2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。
- 3) 最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価する。

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に検討することとする。

なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。

なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。

ii) 検証対象ダムの総合的な評価

i) の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。

※ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目より抜粋